

後期高齢者医療被保険者証更新のお知らせ

☎市保険年金課 ☎(32)6418 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011(290)5601

保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日(金)をもって満了となります。7月下旬に新しい保険証を郵送しますので、8月からは新しい保険証をご使用ください。

※新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日までです。

だいたい色の保険証
令和2年7月31日まで



水色の保険証
令和2年8月1日から

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）・ 限度証（限度額適用認定証）も新しくなります

減額認定証・限度証も有効期限が7月31日(金)をもって満了となります。引き続き交付対象者の方には7月下旬に新しい減額認定証・限度証を郵送しますので、8月からは新しいものをご使用ください。

※新たに減額認定証・限度証の交付対象となる方には6月中旬ごろに申請書を郵送していますので、忘れずに申請してください。また、年齢到達などにより交付対象となる方にも、随時申請書を送付します。

黄緑色の減額認定証・限度証
令和2年7月31日まで



黄色の減額認定証・限度証
令和2年8月1日から

◎減額認定証の交付に該当する方

区分Ⅰ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、次の①②のいずれかに該当する方

①世帯全員の所得が0円

（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）

②老齢福祉年金を受給している

区分Ⅱ…住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方

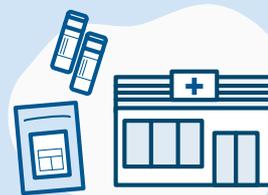
◎限度証の交付に該当する方

次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ…住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者

現役並みⅡ…現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

現役並みⅠ…現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者



広告